第５号議案

中国九州間連系線に係る計画策定プロセスの進め方について
（案）

中国九州間連系線に係る計画策定プロセスの進め方について、業務規程第 54 条及び送配電等業務指針第 38 条に基づき、広域系統整備委員会での議論を踏まえ、以下のとおりとする。

また、業務規程第 55 条第 1 項に基づき、以下の事項について、本機関のウェブサイトにて公表する。

１．計画策定プロセスの進め方について

送配電等業務指針第 39 条（基本要件等の決定）に定める「広域系統整備を行う必要性の有無」の検討には進まず、今後は、現在広域系統整備委員会で検討している地域間連系線の費用対便益評価手法に基づき、検討開始適否判断を継続的に実施していくこととする。

２．進め方の決定理由について

現時点で採用し得る増強工事費用および増強による便益から費用便益比を求めた結果、現段階では費用に見合うだけの便益は得られない見通しであるため。

なお、今後は、前述の地域間連系線の費用対便益評価を踏まえ、定期的に検討開始適否判断を実施していくとともに、評価の前提条件となる電源開発動向、市場動向、国のエネルギー政策や制度改革の動向などの事業環境や、今後の技術動向等について引き続き注視していき、変化があった際には適宜、検討開始適否判断を実施することとする。

３．本機関ウェブサイトへの公表

別紙のとおり本機関ウェブサイトにて公表する。

以　上

別紙：中国九州間に係る計画策定プロセスの進め方の決定について（公表イメージ）

（関連条文）

〈〈業務規程〉〉

（計画策定プロセスの進め方の決定）

第５４条　本機関は、計画策定プロセスを開始したときは、広域系統整備委員会における検討を踏まえ、計画策定プロセスの進め方を決定する。

２　計画策定プロセスの標準検討期間は送配電等業務指針に定める。

（計画策定プロセスの進め方の公表）

第５５条　本機関は、計画策定プロセスの進め方の決定後、次の各号に掲げる事項を公表する。

一　計画策定プロセスを開始した旨

二　計画策定プロセスを継続する場合には、検討スケジュール

三　計画策定プロセスを継続しない場合には、その旨及びその理由

２　本機関は、国からの要請に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、前項に掲げる事項を経済産業大臣に書面で通知する。

〈〈送配電等業務指針〉〉

（計画策定プロセスの進め方の決定）

第３８条　本機関は、次の各号に掲げる事項の確認及び検討の上、計画策定プロセスの進め方を決定するものとする。

一　他の案件との照合確認

ア　過去の検討案件との照合確認　新規の計画策定プロセスに係る案件（以下「新規検討案件」という。）と、過去の計画策定プロセスにより検討を行った案件（但し、広域系統整備計画の決定に至らなかった案件に限る。）との間の検討開始の理由及び内容の同一性。同一性が認められる場合には、当該案件の検討を行った時からの状況の変化の有無及び程度

イ　検討中又は検討予定の案件との照合確認　新規検討案件と、現在、計画策定プロセスにより検討を行っている又は検討を行おうとしている他の案件との間の検討開始の理由又は内容の同一性。同一性が認められる場合には、当該他の案件とは別に広域系統整備の検討を行う必要性

二　計画策定プロセスの継続の必要性　前号ア及びイの確認結果その他計画策定プロセスを継続する必要性に関する事項

三　検討スケジュール　計画策定プロセスの進め方の決定から業務規程第６０条に基づく広域系統整備計画の決定までの期間

２　計画策定プロセスの標準検討期間は、次の各号に掲げる期間とする。

一　実施案及び事業実施主体の募集を行う場合　１８か月

二　実施案及び事業実施主体の募集を行わない場合　１２か月

３　本機関は、電気供給事業者の提起に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、業務規程第５５条第１項に掲げる事項を当該電気事業者に書面で通知する。

４　本機関は、前項の検討の結果、計画策定プロセスを継続する必要性がないと判断した場合において、その理由が、検討中又は検討予定の案件との照合確認の結果、新規検討案件を他の案件と併せて検討を行うことが適当であると認めたことであるときは、当該他の案件の検討において、新規検討案件の検討開始の理由及び内容を考慮するものとする。

（基本要件等の決定）

第３９条　本機関は、前条第１項の確認及び検討の結果、計画策定プロセスを継続する必要性があると判断した場合は、広域系統整備の基本要件及び受益者の検討にあたり、次の各号に定める事項を考慮の上、広域系統整備を行う必要性の有無を検討する。

一　広域系統整備に代わる代替的な方策（電源の新増設、既設電源の供給力の増加等）

二　広域系統整備に要する費用

三　広域系統整備による電気の安定供給に与える影響

四　広域系統整備による電力取引の活性化への寄与の有無及びその程度

五　広域系統整備による再生可能エネルギー電源導入への寄与の有無及びその程度

六　その他広域系統整備による社会的な便益に与える影響

２　本機関は、前項の検討の結果、広域系統整備を行う必要性があると判断した場合には、次の各号に定める事項を考慮の上、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲を定める。

一　検討提起者の意見（第４０条第２号に基づき計画策定プロセスを開始した場合に限る）

二　国の要請の内容（第４０条第３号に基づき計画策定プロセスを開始した場合に限る）

三　関係する電気供給事業者及び受益者の候補者の意見

３　広域系統整備の基本要件の記載事項は次の各号に掲げるとおりとする。

一　増強の目的及び期待される効果

二　必要な増強容量

三　広域系統整備が必要となる時期

四　広域系統整備の方策（工事概要、概略ルート、概算工事費、概略所要工期等）

五　今後のスケジュール

第５号議案　別紙　　（公表イメージ）

更新日：2018年4月4日

広域系統長期方針・整備計画

- 広域系統長期方針
- 広域系統整備計画
- 広域系統長期方針・整備計画に関するお知らせ

中国九州間連系線に係る計画策定プロセスの進め方の決定について

当機関は、中国九州間連系線に係る計画策定プロセスの進め方について、業務規程第 54 条及び送配電等業務指針第 38 条に基づき、広域系統整備委員会での議論を踏まえ決定いたしましたので、下記のとおり公表いたします。

記

１．計画策定プロセスの進め方について

送配電等業務指針第 39 条（基本要件等の決定）に定める「広域系統整備を行う必要性の有無」の検討には進まず、今後は、現在広域系統整備委員会で検討している地域間連系線の費用対便益評価手法に基づき、検討開始適否判断を継続的に実施していくこととする。

２．進め方の決定理由について

現時点で採用し得る増強工事費用および増強による便益から費用便益比を求めた結果、現段階では費用に見合うだけの便益は得られない見通しであるため。

なお、今後は、前述の地域間連系線の費用対便益評価を踏まえ、定期的に検討開始適否判断を実施していくとともに、評価の前提条件となる電源開発動向、市場動向、国のエネルギー政策や制度改革の動向などの事業環境や、今後の技術動向等について引き続き注視していき、変化があった際には適宜、検討開始適否判断を実施することとする。

以　上

・第31回 広域系統整備委員会　資料2-(1)　中国九州間連系線に係る計画策定プロセスの検討の方向性について(1448KB)

お問い合わせ

お問い合わせフォーム